

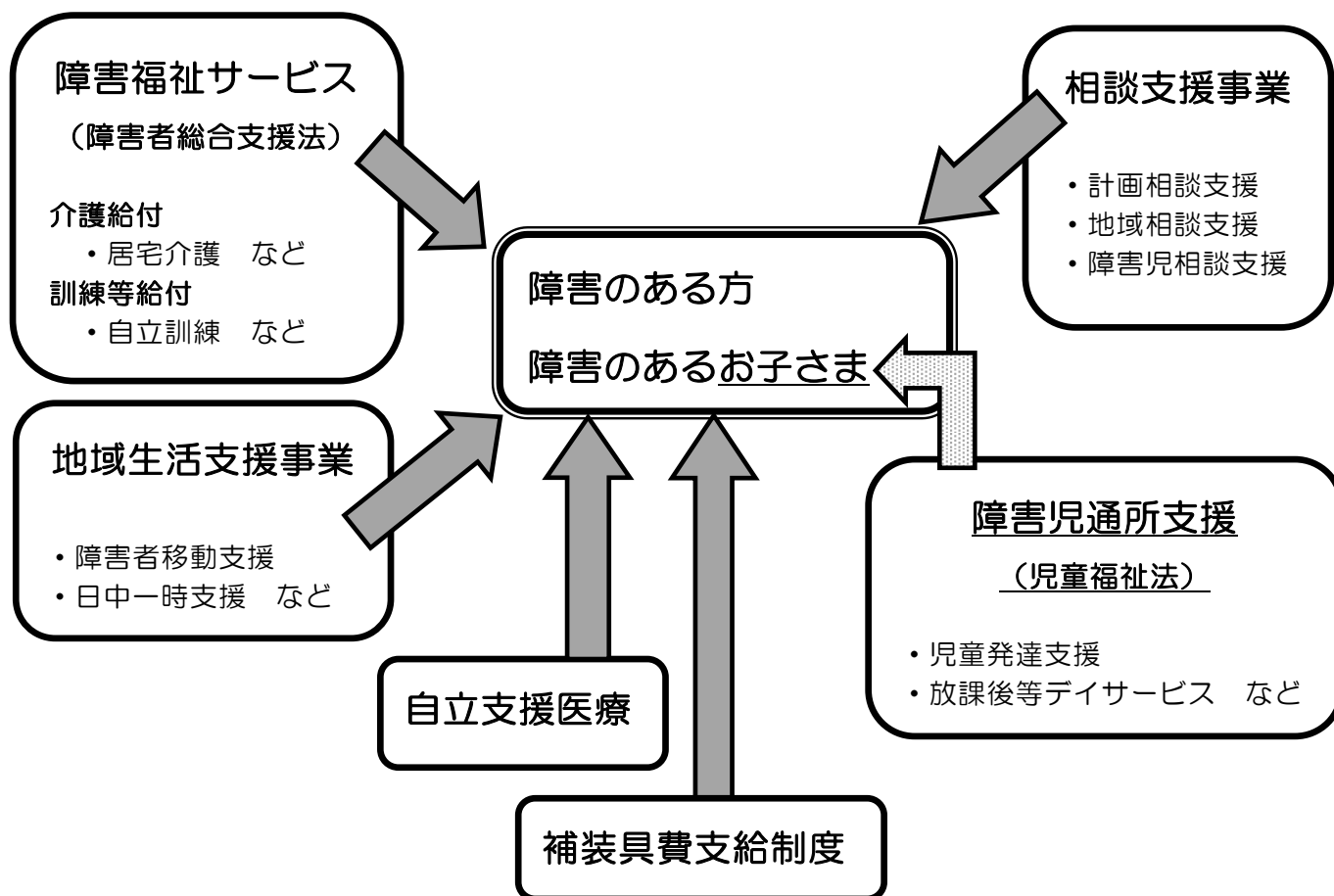
2. 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

●サービスのしくみ

障害者総合支援法のサービスは、障害のある方の障害程度や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。

また、児童福祉法に基づく障害のあるお子さまに対するサービスとして、「障害児通所支援」があります。

障害福祉サービスと障害児通所支援には、原則として計画相談支援と障害児相談支援の適用があります。



●障害福祉サービス

介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事介助、掃除、洗濯等の生活に係る援助、通院等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害がある方、精神障害がある方で行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする場合に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	居室等の設備を利用し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 (R7.10月～)	希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスが選べるよう、支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型・B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。原則雇用契約を結ぶ A 型と雇用契約を結ばない B 型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

① 利用の手続き

サービスの利用を希望される方は、区市町村の窓口に申請する必要がありますので、詳しくは問合せ先にご確認ください。サービス利用までは基本的に以下のような流れで進んでいきます。

◎ サービス等利用計画とサービス利用開始までの流れ ◎

※利用サービスによって下記の流れと異なる場合があります。

① サービス利用申請
(利用者→区)



② 認定調査(新規・区分更新)
(区→利用者)

区がご自宅等に訪問し、お身体や生活の状況等を聞き取りにより調査します。また、主治医の意見書提出をお願いします。



③ 障害支援区分の認定
(区)

②の調査と主治医の意見書をもとに審査会(※)が認定をします。認定後は円滑なサービス提供のため、相談支援専門員との契約をお願いしております。

※サービス内容によっては審査会を経ない場合もあります。



④ サービス等利用計画案作成のためのアセスメント(聞き取り調査)
(利用者⇄相談支援専門員)

契約をした相談支援専門員が利用者やご家族等にお話しを伺い、サービス内容や利用時間数、利用事業者等をまとめた計画案を作成します。

⑤ サービス等利用計画案の提出
(利用者・相談支援専門員→区)



⑥ サービスの支給決定・受給者証の交付
(区⇒利用者)

サービスの種類や量を決定します。決定後は郵送で決定通知と受給者証をお送りします。



⑦ サービス提供事業所と契約、サービスの開始
(利用者⇄サービス提供事業所)

サービス開始とあわせて、相談支援専門員が担当者会議を開き、確定した利用計画を区に提出します。



⑧ モニタリング
(相談支援専門員⇄利用者)

相談支援専門員が定期的にご利用状況を確認し計画の見直し等を行います。



サービス利用の継続

② 利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障害のある方】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	区市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く（注 1）。	9,300 円
一般 2	区市町村民税課税世帯（一般 1 以外）	37,200 円

注 1 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

【障害のあるお子さま】

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯		0 円
一般 1	区市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満）	通所施設、ホームヘルプ 利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	区市町村民税課税世帯（一般 1 以外）		37,200 円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、18 歳以上の障害のある方については、本人または、本人と配偶者のみを世帯の範囲とします。18 歳未満の児童（施設に入所する 18・19 歳を含む）は、住民票での世帯単位のままです。

また、所得に応じて、食費等の実費負担等に軽減策が講じられる場合があります。

③ 高額障害福祉サービス等給付費等による世帯単位の軽減措置（国制度）

- （1） 障害のある方の場合、障害のある方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- （2） 障害のあるお子さまが障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。
※ 世帯に障害のあるお子さまが複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。
- （3） 平成 24 年 4 月 1 日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。
- （4） 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害のある方等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害のある方等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
- （5） ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

④ 新高額障害福祉サービス等給付費による軽減措置（国制度）

平成 30 年 4 月 1 日の支給対象の拡大により、65 歳到達以前に障害福祉サービスを継続して利用していた障害のある方が介護保険に移行した際、一定の条件に該当する場合に介護保険

サービスに係る利用者負担が軽減されます。

⑤ 高額障害者地域生活支援給付費による世帯単位の軽減措置（区制度）

区事業である「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付等事業」を利用した場合の利用者負担額の合算額が基準額を超える場合は、③の高額障害福祉サービス等給付費等に加え、高額障害者地域生活支援給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）

FAX 03-5608-6423

精神障害者の方、難病患者の方

健康推進課（すみだ保健子育て総合センター2階） 電話 03-3622-9152

FAX 03-3623-2108

●障害児通所支援

児童発達支援	心身に障害または発達の遅れがある主に未就学児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 （旧・医療型児童発達支援）上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある未就学児について、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児について、学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設（幼稚園や保育園など）を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

① 利用の手続き

- （１） 利用希望の事業所（86 ページ 施設一覧参照）で空き状況等について確認の上、区に「通所受給者証」の交付申請をします。
- （２） 相談支援事業所に障害児支援利用計画案の作成を依頼します。
（ご希望により、ご自身で計画案を作成することもできます。）
- （３） 申請書と障害児支援利用計画案を区に提出します。
- （４） 「通所受給者証」が交付されたら事業所に提示して契約を結びます。

② 利用者負担について

サービス費用の1割が自己負担になります。また、世帯の所得によって下記のとおり月ごとの負担上限額が決まっており、それ以上の利用は定額になります。

区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0 円
低所得（区市町村民税非課税世帯）	0 円
一般1（区市町村民税所得割28万円未満の世帯）	4,600 円
一般2（区市町村民税所得割28万円以上の世帯）	37,200 円

※同一世帯内で複数の障害福祉サービス等（障害者総合支援法・児童福祉法・地域生活支援事業）を使い、利用者負担額の合計が世帯の上限額を超えると、超過分は「高額費」として償還しています。対象見込みの方には区から通知します。

◆多子軽減制度について

区民税課税世帯のうち、第2子以降の未就学児にかかる障害児通所支援の利用者負担を軽減します。第2子は利用者負担額が半額、第3子以降は無償となります。対象は、①②のいずれかに当てはまる方です。

①障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通う第2子以降の未就学児。

②年収約360万円未満相当世帯である場合は、通所決定保護者と生計を同じくするきょうだい（年齢問わず）の中で第2子以降の未就学児。

◆利用者負担の無償化について

国の幼児教育・保育の無償化制度により、3～5歳児の障害児通所支援は無償となります。

また墨田区では、心身の発達に心配のあるお子さまを早期の療育につなげるため、「0～2歳児の障害児通所支援」「みつばち園」「にじの子」の利用者負担額を、申請に基づき全額助成しています。

なお、都の「児童発達支援事業所等利用支援事業」により、0～2歳児で世帯の第2子の利用者負担額は無償（令和7年9月から第1子の利用者負担額も無償となる予定）となりますが、区の制度により助成しますので、都への申請は不要です。

【問合せ先】

障害者福祉課 事業者係 電話 03-5608-6578 F A X 03-5608-6423

●相談支援事業

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（ケアプラン）の作成が必要になります。これは障害のある方・お子さまが生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的なプランとしてまとめ、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるものです。

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（82ページ）に作成を依頼できるほか、障害のある方本人や家族、支援する方などがつくる計画（セルフプラン）も利用できます。いずれも費用はかかりません。

●自立支援医療

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるもの。

【概要】

自立支援医療は、障害者総合支援法に基づく公的な医療費助成制度です。障害のある方や特定の疾病のある方が、その障害や疾病の軽減や改善のために必要な医療を受ける際の医療費の一部を公費で負担する制度です。

【対象の障害】

自立支援医療は以下の3種類に分類されます

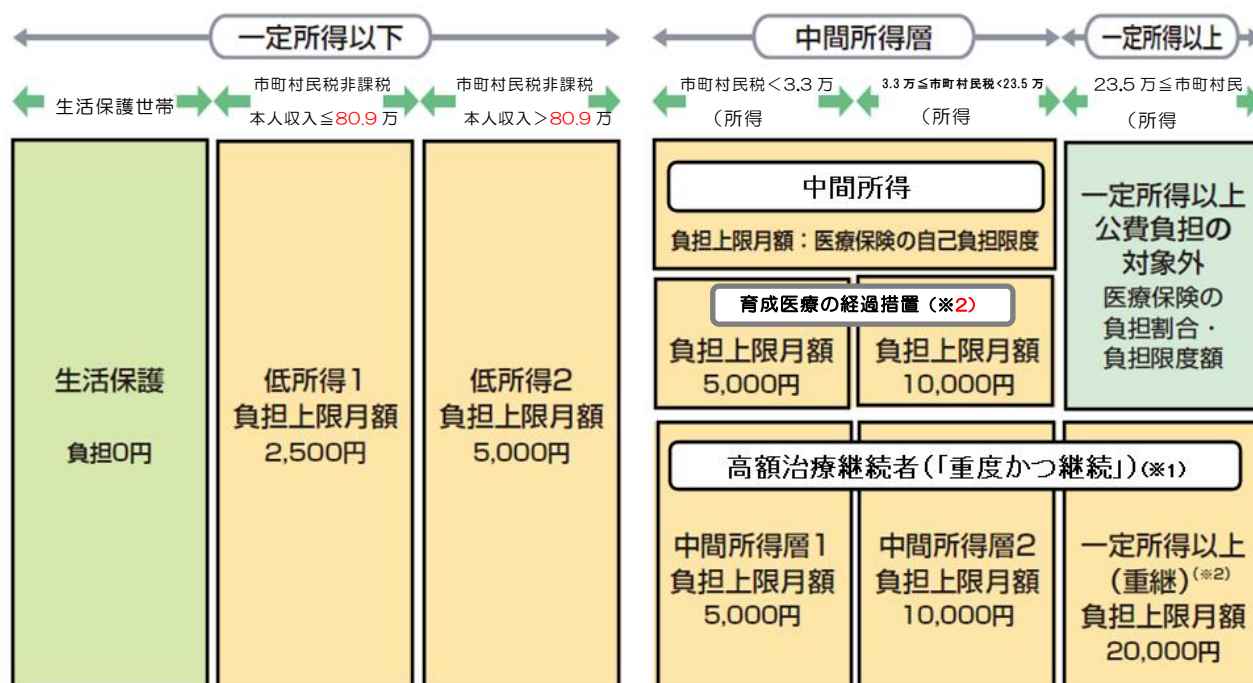
- a) 更生医療：18歳以上の身体障害者を対象
- b) 育成医療：18歳未満の身体障害児を対象
- c) 精神通院医療：精神疾患を有する方を対象

【対象者】

各種の障害や疾病を持つ方で、医療によって障害の軽減や改善が見込まれる方が対象となります。

【自己負担】

所得に応じ、月ごとに負担上限額を設定しております。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者《いわゆる、重度かつ継続》）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。



※1 高額治療継続者（重度かつ継続）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者。

● 更生医療・育成医療

腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

● 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。

【相談・申請】

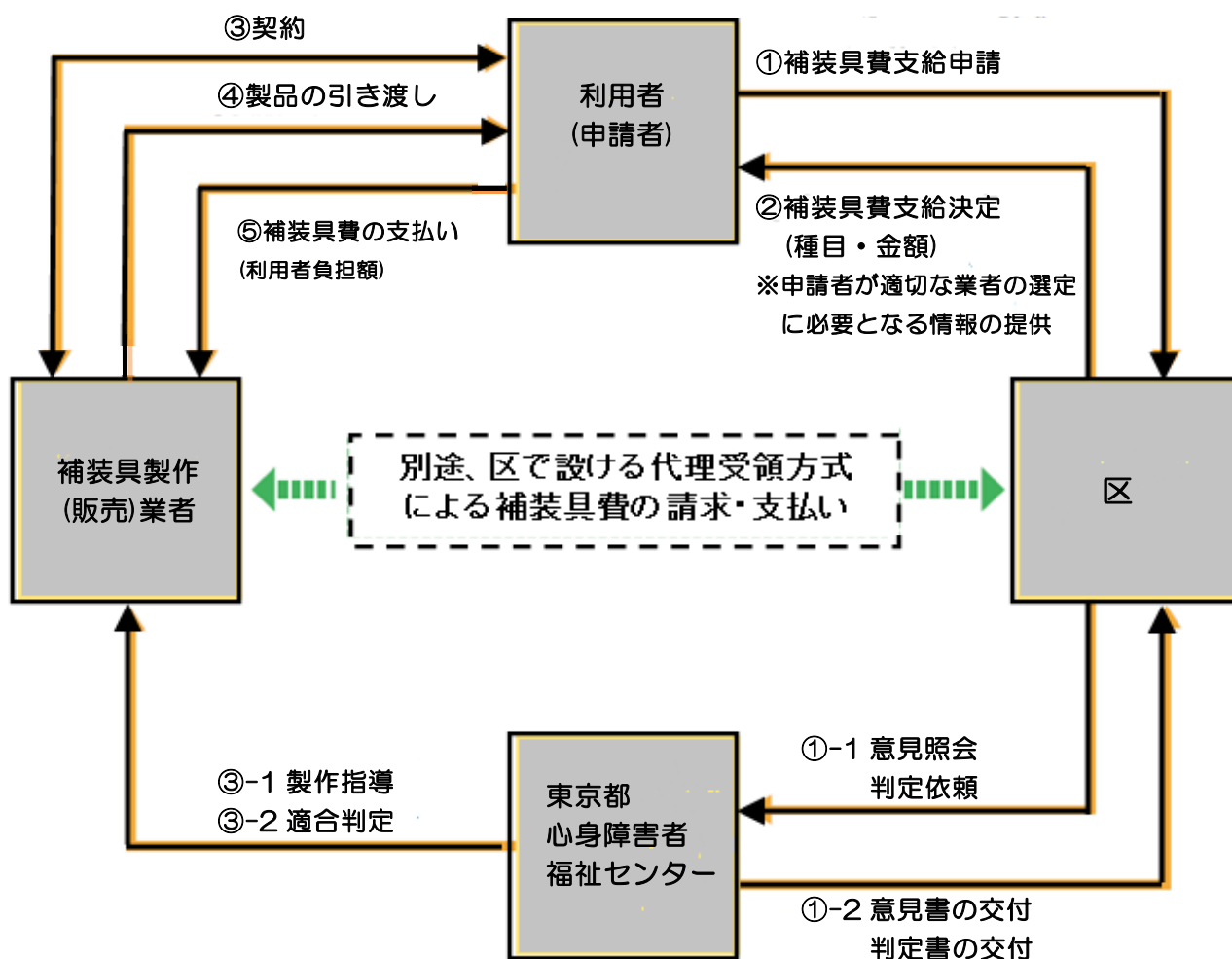
本誌37～38ページをご参照ください。

●補装具費支給制度

① 補装具費の支給

- (1) 日常生活または就学・就労の安定と能力向上のため、補装具購入（修理）費を支給します。利用者負担については平成 24 年 4 月から所得等に配慮した負担となるとともに、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっていきます。
- (2) 支給決定は、障害のある方または障害のあるお子さまの保護者からの申請に基づき、区が行います。

補装具費支給のしくみ



② 補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

また、障害福祉サービスの負担額等と合算され、高額障害者福祉サービス費による軽減措置の対象となります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200 円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害のある方	障害のある方とその配偶者
障害のあるお子さま	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ なお、18 歳以上の障害のある方で世帯の中に区市町村民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

●地域生活支援事業

区では、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。

【墨田区実施の主な事業】

事業名	相談窓口	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣サービス	障害者給付係	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	障害者相談係	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	事業者係	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	保健予防課 保健予防係	障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業		自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行っています。 例：日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等